

興行場法施行条例

昭和五十九年八月十日
条例第三十号

改 昭和六二年 三月一三日条例第一一号 平成 二年 三月三一日条例第一四号
正

平成 三年一二月二六日条例第六〇号 平成 五年 三月三〇日条例第一〇号
平成 八年 三月二九日条例第八号 平成一二年 三月二四日条例第二六号

興行場法施行条例をここに公布する。

興行場法施行条例

興行場法施行条例（昭和三十年埼玉県条例第十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）の規定に基づく興行場の設置の場所及びその構造設備の基準等について必要な事項を定めるものとする。

（設置の場所の基準）

第二条 法第二条第二項の規定による興行場の設置の場所は、排水が良好な場所、防湿上有効な措置が講じられている場所等入場者の衛生に支障を来すおそれのない場所とする。

（構造設備の基準）

第三条 法第二条第二項の規定による興行場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。
ただし、野球場、競技場、競馬場その他屋外で興行を行う常設の興行場、一時的に施設を仮設して興行を行う興行場又は学校、公民館その他興行以外の目的で設置された施設を使用して臨時的に興行を行う興行場であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認めるものについては、この基準の一部を適用しないことができる。

一 観覧場

- イ 舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画されていること。
- ロ 入場者の移動並びに清掃及び消毒が容易にできる構造であること。
- ハ 適当な数及び広さの観覧席が設けられていること。
- ニ 入場定員数に応じた適当な数及び広さの出入口を有すること。
- ホ 観覧場の汚染された空気の排除並びに温度及び湿度の調整を行うための適正な機械換気設備又は空気調和設備が設けられていること。

二 便所

- イ 男女別に区画されていること。
- ロ 男子用大便器は収用定員二百人につき一個以上、男子用小便器は収用定員百人につき一個以上、女子用便器は収用定員百人につき一個以上設けられていること。
- ハ 便器は、陶磁器等の不浸透性の材料で造られていること。
- ニ 便所は、水洗式であること。ただし、施設の敷地内又はその付近に下水道その他これに類する排水施設がない場合は、この限りでない。
- ホ 流水式の手洗設備が設けられていること。
- ヘ 防虫及び防臭のための設備が設けられていること。

三 その他

- イ 観覧場、廊下、階段、便所等には、適当な照度を有する照明設備が設けられていること。
- ロ 観覧場、売店、食堂、便所等の床面は、コンクリート等で覆うなど防湿可能な構造であること。
- ハ 売店等の付近には、適当な数の流水式手洗設備が設けられていること。
- ニ 興行場内には、適当な数のくず入れが備えられていること。

一部改正〔平成三年条例六〇号〕

（換気等の措置の基準）

第四条 法第三条第二項の規定による興行場の換気等の措置の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 換気

イ 機械換気設備及び空気調和設備は、常にその機能を有効に保ち、かつ、有効に作動させること。

ロ 観覧場における空気環境は、次のとおりとすること。

(1) 炭酸ガス濃度は、〇・一五パーセント以下

(2) 浮遊粉じん量は、一立方メートル当たり〇・二ミリグラム以下

二 照明

イ 照明設備は、定期的に保守点検し、その機能を有効に保つこと。

ロ 入場者が利用する場所においては、照度二十ルクス以上とすること。ただし、演技又は映写中のため特に照度を下げる必要がある場合においては、床面において照度〇・二ルクス以上とすること。

三 防湿

排水設備等の機能を有効に保ち、防湿に努めること。

四 清潔

観覧場、売店、食堂、便所等は、毎日清掃するなど、常に清潔で衛生的に保つこと。

五 その他の衛生上の措置

イ 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。

ロ 衛生に関する業務に係る責任者を定めて置くこと。

一部改正〔平成三年条例六〇号〕

(手数料)

第五条 法第二条第一項の規定による経営の許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請手数料として、二万四千円を納付しなければならない。

一部改正〔昭和六二年条例一一号・平成二年一四号・五年一〇号・八年八号・一二年二六号〕

附 則

1 この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第二条第一項の許可を受けた者の経営する興行場について、この条例に定める興行場の構造設備の基準に適合しない部分がある場合においては、当該構造設備を変更する場合を除き、当該興行場に係る基準については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年三月十三日条例第十一号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三十一日条例第十四号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年十二月二十六日条例第六十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月三十日条例第十号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日条例第八号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二十六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。